

対象事業	交付要件	助成内容	対象となる事例
町内の店舗などの改装または関連施設の整備をし、営業するもの	対象経費（賃借料以外）の合計額が50万円以上	改装工事費・設備備品購入費・関連施設整備費の合計額の1/2（上限150万円） 土地・店舗・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年40万円、3年間） 【農産物の直売を目的】 改装工事費・設備備品購入費・関連施設整備費の合計額の3/4（上限300万円） 土地・店舗・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年80万円、3年間）	新たな事業を行うための空き店舗の改装 集客力を向上させるための営業中の店舗内部の改装 営業を目的とした一般住宅の店舗への改装 来客者の利便性向上のための駐車場整備 広告宣伝効果を向上させるための看板の改装
新たな地場産品の開発のための調査、研究、試作など	対象経費の合計額が20万円以上	コンサルティング委託費、原材料費、外注加工費などの合計額の3/4（上限100万円）	町内産の農産物を使用した加工品の試作 町内の事業所で製造された加工品を利用した新たな商品の試作
新たな地場産品の販路拡大のための市場調査など		コンサルティング委託費、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	コンサルタントに依頼して行う市場調査
新たな地場産品の道外での展示会や見本市への出展など	対象経費の合計額が20万円以上で、出展する製品などが開発されてから5年以内のもの	小間料、小間内装飾費、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	道外で行われる物産展への地場産品の出展
生産性・集客力の向上または販売促進のための新たな取り組み	対象経費の合計額が20万円以上	コンサルティング委託費、小間料、旅費などの合計額の3/4（上限100万円） 設備備品購入費の1/2（上限50万円） 設備備品年間賃借料の1/2（上限40万円）	生産・販売拡大のための製造機械の購入 売上管理業務の効率化のためのソフトウェアの購入 専門家に依頼して行う新たな販売促進方法の調査研究
新たな広告宣伝、商工業イベントの取り組み		コンサルティング委託費、小間料、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	広告宣伝効果の向上が図られるホームページの作成（専門家に依頼するなど）
新たな観光資源の調査研究			事業者による集客のための新たな観光イベントの実施
新たな観光イベント、集客向上の取り組み			
業務に関する知識や技術の習得のための研修	対象経費の合計額が10万円以上で、研修を受ける人が町民であること	研修費、旅費の合計額の1/2（上限1人当たり15万円）	業務に直接関係する知識を修得することができる研修の受講

(注) 新十津川町商工会に加入していることが条件となります。

◆事業実績

年度	事業内容・件数
平成28年度	事務所新築1件、事務所改装1件・看板改装1件、販売促進などの取組み1件
平成29年度	事務所改装1件、研修受講1件、地場産品出展1件、地場産品試作1件
平成30年度（見込み）	農産物直売所新築1件、店舗などの改装6件、看板更新2件、設備備品の購入4件、販売促進などの取組み1件、研修受講1件

事業者の取り組みを支援します



対象事業に着手する前に申請し決定を受ける必要があります。
決定を受ける前に対象事業に着手した場合は、助成を受けることができませんので、ご注意ください。

手続きや予算などの関係から、決定までに時間を要する場合があります。希望される時期に事業を実施できない場合がありますので、お早めにご相談ください。

1 企業振興促進制度

町内における企業施設の新設や増設、設備投資を支援します。

対象事業

内容	交付要件
新設	投資額1,000万円以上
増築または設備投資	投資額 500万円以上
町有地への移転	投資額1,000万円以上



助成内容

- 固定資産税の課税を10年間（償却資産は5年間）免除
 - 投資額の20%を助成（上限3,000万円、交付上限年間1,000万円）
 - 施設設備の賃貸料の20%を3年間助成（上限年間100万円）
 - 新規正規雇用者（町民）の年間賃金支払額の5%を3年間助成（上限1人当たり年間25万円、総額年間500万円）
 - 町外の新規正規雇用者が町民となった場合、1人当たり年額30万円を最長で3年間助成
- ◆事業実績（過去3年間）
平成28年度～新設1件 平成29年度～新設2件 平成30年度～新設2件

2 中小企業者応援制度

中小企業者のさまざまな取り組みを応援します。

対象事業と助成内容

対象事業	交付要件	助成内容	対象となる事例
町内に店舗など（プレハブを含む。）を新築し、営業を開始したもの	対象経費（賃借料以外）の合計額が100万円以上	新築工事費・設備備品購入費の合計額の1/2（上限200万円） 土地・プレハブ・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年50万円、3年間）	店舗の新築 事務所の新築
		【農産物の直売を目的】 新築工事費・設備備品購入費の合計額の3/4（上限400万円） 土地・プレハブ・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年100万円、3年間）	工場の新設 農産物の直売所を開設するためのプレハブの新設